

『居思漫録』五

服部仁

「居思漫録」一～四の続編である。今回もまた紙幅の都合により、全体の約八分の一、坤の巻の巻頭から四分の一までを紹介する。書誌・凡例を再録する。

書誌

編成・大本二巻二冊 二十七・三×十八・八糪
表紙・白茶色、無地
題簽・左肩に無刃の題簽（十七・五×三・三糪）「居思漫録 乾（坤）」
見返・白紙
序題・なし

目録題..なし

内題..居思漫録之一(二)

柱刻..なし

尾題..なし

字高..二十一・二糸

丁数..乾七十丁

坤七十八丁

行数..十二行

印記..乾坤各一オに丸に岡村ほか五朱印、各最終丁ウに一朱印、

凡例

一、旧漢字・異体字は、基本的に現代通行の文字に改めた。ただし、「躰」「鍊」「炮」「船」「證」「遜」については、字の形が通行の文字とあまりに異なると判断して、そのまま残した。

二、片仮名については、基本的に片仮名の意識をもつて書かれたと思われるものを片仮名としたが、「ハ」「ミ」については慣例に従つてそのまま残した。

三、濁点等は基本的に打つてないが、稀に濁点の打つてあるものがあるので、そうしたものには「(濁ママ)」と

注記した。

四、本書に句読点は一切打つてないが、読みやすいように一律に読点を施した。

五、（ ）の付してない小文字の注記は、原文を筆写した者の注記である。この注記のほとんどは朱記であるが、十一丁才の「落字歟本ノマ、」のみは墨書である。なお本文中の割注は原著者の注記であるから、もちろん墨書である。

六、（ ）の付してある小文字の注記は、服部が私に施したものである。

七、闕字については、適宜、數文字分空けた。

八、各丁表、裏の最後に、（8オ）とか（12ウ）というように丁数を示した。

九、底本には架蔵の写本を使用した。

〔承 前〕

居思漫録之二

○鮭登越前守茂綱、四十五騎にて直江山城守兼続八千を七手に分て出張するに、相向ふ細き流れの有しに、越前守下知しけるハ、「此流に打物の柄をも漫し、最期の水を呑よ」といへハ、皆「心得候」と答ふ、中にも、新田十助と云者、あまりに眼くらみ、「此川をさへ見得不申」と云、越前守是を聞いて、「向ふなる敵の旗先ハ見ゆ

るか」と問、新田云く、「あの中へ只今蒐入らんと存すれハ、ありくと見え候」と答えるにそ、皆々一笑したりける、此合戦ハ慶長五年九月十八日の事にして、此時〔時朱で後補〕長谷堂は、最上茂光の家人志村伊豆守光安、三百余騎にて楯籠る、鮭登越前守ハ志村加勢として新手なり、去ル十六日、直江（才）城攻に利なく、其夜、大風左衛門・横尾勘解由、二百余人にて直江が副備春日左衛門が陣所へ夜討して、百五十余人を討取しかハ、寄手、昼夜の軍に面目を失ふといへとも、大軍なれハ氣を屈せず、十七日にハ、城方勝に乗かと待ちしかとも、志村事なれたる古兵なれハ、壁を堅くして出合す、依て十八日のほのくらきに、直江、足輕一百人斗りを出して稲を刃せしなり、然らハ打て出んに追すかふて付入にせんと謀りつれとも、志村早く此計を知て押留、一人も出さず、鮭登越前守の嫡子左衛門尉十六才なりしか、父とともに打出、敵三人を突伏せ、我身も薄手負ながら、物のかすともせず、越前守ハ三尺五寸の太刀を片手に取て、甲の鉢を割付く、当るを幸に切て落しければ、（1ウ）直江か八千余人、散々に崩れ立て近付者なし、扱味方を見れハ、四十五騎か六騎討れて三十九騎になりけるを、真丸に纏ふて引返す、直江、兵三百余騎にて追掛けれハ、鮭登父子危く見えし処に、鳥海勘兵衛・阿部信直、只一騎引返して、直江か三百余騎と追つまくりつ戦ふ隙に、鮭登必死を免れけり、志村諸軍に告げるハ、「鮭登軍に勝へし、但、直江か軍兵付入にせんと寄すへきなり、其用意をせよ」とて、足軽三百人を二手に分、柵より外へ押出し、中を明て銃炮を備えしほとに、鮭登父子大に力を得、直江か軍兵は引退く、「傍も鮭登父子か振舞、信玄・謙信の代にも是程無勢にて大敵に蒐合せ、然も十分に首尾を愁ハせし事、見もせず聞もせず」と、消息を贈りて（2オ）褒美せしとなり、新田十助か、「旗ハ見ゆれとも、川を

見す」と云ひしハ、「鹿を追ふ獵師ハ山を見す」と云諺を思ふてなるへしそ、

○慶長五年九月十三日、和賀主馬助茂連ハ北左衛門佐信愛入道松齋か鳥屋崎の城に押寄、本丸の際まで攻付たり、松齋、年既に七十に余り、眼睛定かならず、行歩も意に任せざりしか共、元來武功の古兵なれハ、聊騒ぐ氣色もなく武具をかため打出る、然れども所々の口々、軍急なれハ、城中にあらゆる老若、大手、搦手に蒐出で、松齋につゝ者こそなかりけれ、爰に中居の女に談議所の松女・浦女とて婢一人ありけるか、日来、心剛にして男子にも劣らさりしか、宵より心にや掛たりけん、腹巻を着し居けるか、松齋か出たるを見て、一人ハ銃炮（2ウ）おつとり、一人ハ長刀打かたけ、弓手馬手にそ続きける、松齋、二人の女に下知して、銃炮二挺に、玉をハ込す「薬はかりつがせ、群て扣えし敵に向ふて、取かへく放ちけり、二人の女、隙なく薬をつきければ、恰も十挺廿挺のつるへを打よりも、猶手しけくそ聞えける、熊谷藤四郎と云者、松齋の脇に走り来り、「是程難儀の折から、何とて空銃炮を打せ給ふぞ、敵をハ一人なりとも打たること、味方の強ミにこそ候へ」と云へハ、松齋聞もあへす、「御辺ハ物なれぬ云ひ条かな、『軍ハ敵に依て転化す』といへり、今日の寄手ハ大概地下人なり、命をすて、名を惜む武士と同しからず、若し一人なりとも討る、か手負すれハ、其一類無二無三に駆入、死狂ひするもの也、それを防ぐ味方ハなし、落城する（3オ）外ハなし、斯して時を移さハ、頓て所々より味方駆来るへし、唯空銃炮にて防け」と云ハれしかハ、熊谷も、「心得候」と、弥手しけく打たりける、案のことく寄手ハ郷人、或ハ土民なりしかハ、銃炮の音すさましきを「防ぐ武士の多し」とや思ひけん、進て蒐入らんともせず、又味方に手負・死人のなけれハ、怒て責登らんとするものもなく、時を移して扣へける程

に、盛岡北湯口の城々より、「鳥屋崎の軍急也、後詰せよ」とて、数千騎押来けれハ、和賀勢も、叶ふまし、とて引退きしかハ、松齋思ひの候に運を開きけり、

○黒田勘解由孝高、天満の宅に糟屋助左衛門・遊佐新左衛門、外に三、四人参りて、四方山の物語有しに、孝高に向ひ、「貴殿の武（3ウ）辺は皆人知る処ながら（「り」朱でミセケチで「から」に訂正）、未だ御直に高名ハ承らす、何方にもなかりしにや」と尋けれハ、孝高打笑ひ、「總して人にハ得手不得のあるものなり、我等ハ若年より鎗の柄を取、又ハ太刀を取て相手掛の一騎勧は不得手に候、併ながら采幣を取て一度に敵を二千も三千も討取事ハ得手ものに候」と、申されしとなり、

○上田主水入道宗古ハ、関ヶ原御陣の時、石田方に付たる故、浅野紀伊守幸長に御預にて一万石（「石」朱で後補）取、明智逆心の時、大坂にて織田七兵衛信澄の首を取たる覚の者也、元來、茶之湯者にて其名高し、或時、和哥山城にて普請あり、大身小身とも勤る、上田宗古、大石を引かするに、其身、柿の木綿羽織に（4オ）馬乗を明たるに、舟の楫を大紋につけ、渋手巾にて鉢巻して、石の上に登り下知する、若士とも、見て「一万石取の茶道坊主、御かへ候」と嘲りけるを聞、家中一遍沙汰する、幸長聞給ひ、「宗古、心底如何」と、気つかひ、諸士出仕の処にて脇差を宗古に賜ひ、「其方事、家中にて何角批判仕族、有之よし、必気にかけ申され間敷候、一度の大事の時、役を勤くれ候へ」と申さる、宗古、脇差を押いた、き、「何事そ御座候ハ、此御脇指に血を付、御恩を報し奉らん」と申て退出す、家中、又笑て云、「宗古、『拝領の脇差に血を付ん』と申上たるとなり、鼠の血か、猫の血を付へし」など、嘲たり、幸長卒去後、大坂軍起る、元和元年四月廿九日、泉州櫻井合

戦に、上田宗古、一番鎗を（4ウ）合せ、殊に山縣三郎右衛門を組討にする、淺野但馬守長歳、本陣日出の王〔玉〕を朱でミセケテ「王」に訂正子へ参り候へは、長歳、感悦不斜、宗古座を立て、諸士充滿たる中にて、「幸長様より御脇差を下され候時、我等『此脇差に血を付申へし』と申上候へハ、又嘲り申されつるよし也、茶の湯は致されす、武道一通の衆中にて、今日ハ茶道の宗古に御劣り、何の御勤も見え不申候」といへハ、誰も一言申ものもなかりしとなり、

○小田原陣の時、蒲生氏郷ハ「金の三階菅笠の馬印を仕度」と望まる、太閤聞召、「是ハ大剛の名将佐々陸奥守成政か馬印なり、氏郷にハ如何あらん、但、今度手柄次第」と有けれハ、氏郷、「討死」と覚悟を極め、後願を書せ、日野の菩提所に納て出陣す、氏郷（5才）攻口ハ井細田口にて、岩槻の城主吉田十郎氏房、持口なり、五月三日の夜、空かき曇りたるに付、十郎氏房ハ広沢兵庫頭秀信を呼、「夜討仕へく」旨申付らる、氏房、宵に力丸藤左衛門を遣し、「宵込の銃炮をかけ、るゆへ、氏郷方にも先手の兵、気遣に存、蒲生源左衛門、寺村半左衛門、小倉孫作以下本ノマ、〔本ノマ〕朱達心掛の在れとも、三月より長陣ゆへ草臥、少油断す、広津〔瀬〕ヲ朱ノみせけちデ「津」二訂正兵庫頭秀信ハ五十騎を一手として、一手ハ先手として、一手ハ我旗本を固め、銃炮三十挺兩組にわけ、かかるく放つへし」とて、請手に立つく半途に待掛る、扱、先手を門口より出す時、氏郷の物見、町野万右衛門、はたと行逢、則、立こたへ、弓取直し散々に射る、広津、先手推立出けれハ、万右衛門も不叶引退、広沢先手雜兵とも三百余、氏郷と土方（5ウ）河内守雄久か陣の境の柵を破る所へ、内より氏郷先手、蒲生源右衛門・田丸中書・町野左近か勢二千余、突て出る、広津か先手、雜兵（六百四十三）ども三百余人、一たまり

もせすどつと追返さる、其所へ氏郷、銀の鰐尾の甲を着て、自身夜廻りに出行掛て、鎗提て逃るを追て進む、
氏郷先手の兵とも、氏郷に先達て追行所に、広沢か請手の鎗炮一段に立、二三返打立けるゆへ、氏郷先手打立
られ引退く、広沢ハ鎗追取、なたれたる味方の人数をたゝき返し、其身真先かけて、堀切中に片足置、向へ片
足踏出し、「一鎗参らん」と呼ハる所へ、氏郷駆着て、広沢と鎗を合す、広沢か組付の士、内田大八・安納
彦内其外一人推つき、鎗を合、蒲生左門、同五郎兵衛、(6才)北川土佐治、佃又右衛門、氏郷と並て鎗を合す、
城方にハ「今夜の物主、広沢尾張守秀信一番鎗」と頻りに名乗る、氏郷は広沢を能敵と見て、是を討取らんと
飛込く戦へとも、堀切の内に敵一人有て氏郷の突出す鎗を取らんと七八度か程するゆへ、広沢を討取事不叶、
広沢利に乗て氏郷を討ふといへとも、寄手はけしく戦ひけれハ、「叶ハシ」とや思ひけん、引退くを、
蒲生左門大音あけ「付入にせよ、兵共」と、頻に進むと云へとも、早々木戸を打、鎗炮ぎひしく打ち出ゆへ、
元の陣へ引取たり、合戦の内に、太閤より母衣の衆、間もなく御使下されたり(合戦の内に「御使下されたり」朱で後補)、
氏郷胸板鎧の下第四ヶ所鎗疵有、鰐尾の甲に矢二筋折かけ十文字の柄に五所切込あり、元より猛将たる事ハ天
下免(朱ア訂正)す所なれハ、今夜の働く々敷見えたり、(6ウ)太閤御感不斜、御前へ召、御感状に金の三階笠
馬印を御免、御帰陣の砌、奥州会津にて八十一万石を下さる、是迄は勢州松坂十五万石なりしか、俄に大身に
なる、

○神祖御幼少にて、駿府に御座なされ候時、今川義元の妹聟、鶴殿長持を尾張の大高城にさし置、織田信長を押
えらる、信長より砦を構へ、大高城と対城す、丹家の城にハ水野帶刀・山口海老之丞・柘植玄蕃を差置、善照

寺の城にハ佐久間左京、中島の城にハ梶川平左衛門、鷺津の城にハ飯尾近江守・同隱岐守を籠置、又丸根の城にハ佐久間大学を籠置て、大高の城と取合、其外に寺部城、拳母の城、広瀬城とて三つあり、信長下知して云、「若、今川方より大高城へ兵糧を入ハ、鷺津・丸根ハ（7才）第一手先にて近けれハ、早々貝を立ヘし、其貝を聞ハ、寺部・拳母・広瀬の三城は速に大高表へ可馳集、丹家・中島二城の兵ハ丸根・鷺津後詰可仕」と定るゆへ、義元より大高城へ兵糧を入事不叶、大高城中難儀する、永禄二年四月、義元 家康公へ使を立、「大高城へ兵糧を入玉ハれ」と有、神祖「心得候」とて、「四月十日に大高城へ兵糧を入れん」とて、宵より其支度にて岡崎を打立給ふ、酒井与四郎親正後雅・同小五郎忠次後左衛門尉・石川与七郎數正後伯等著守諫申ハ、「信長、兼而城々の手配よく候へハ、中々兵糧御入候事、難儀候半」と諫、神祖御年十八才、未た何の御分別も有へき御齡ひならぬとも、少しも家老中の諫を用ひ給ハす、「我次第にいたせ」と宣ひ、先勢を（7ウ）分け、松平左馬介親俊・酒井与四郎正親・石川与七郎數正等四千余を先手とし、九日の夜に大高城・鷺津城・丸根城の敵をもつきになし、乘越（城）ノ字ヲ朱ノみせけちで「越」ニ訂正て寺部の城へ掛らせ

○（開字ニヨツテ改行シティルノヲ、新シイ項目ト間違エタモノ）神祖ハ退兵八百余にて、兵糧小荷駄千式百駄を引つれ、大高城式拾四町脇に備給ふ、御先手ハ大高城鷺津・丸根をもふミ越へ、遙に奥成、寺部の城へ取掛り、急に攻入（入）ノ字、朱テ後補候、信長方には不思寄事なれハ、上を下へと騒動し、漸々取分防戦すれとも、九日の丑の刻の事なれハ、暗さハくらし、防得す、右往左往に狼唄（マツメイ）す、御先手ハ城の一乃木戸を踏岐、火をかけて、颯と引取、又梅ヶ坪の城へ取懸り、二三の丸迄押入、火をかけて攻戦、其火の光、天をもやし、闇の声響（間）ノ左ニ朱テ「響歟」トアリ

き渡り、（8オ）鎌炮の音ハ盛なり、大高の向城、丸根・鷺津の両城ハ此体を見て「三河勢手先の城を捨て、はる／＼奥へ働くハ如何にも不審なり、先、寺部・梅ヶ坪へ後詰せよ」とて、大高表を捨て置、皆寺部・梅ヶ坪へそ、馳向ひける。神祖ハ忍ひを付置たまひ、「丸根・鷺津両城より寺部・梅ヶ坪へ後詰に越たる」と聞玉ふとひとしく、急に采を振、兵糧を追立、何の造作もなく大高城へ入玉ふ、丸根・鷺津両城より是を見るといへとも、宗徒の勢ハ、皆、寺部・梅ヶ坪へ後詰に行、残るものハ留守居斗なれハ、無為方。神祖ハ思ひの保兵糧を入、人数を覗と引取、要害の地に備を立玉ふ、丸根・鷺津両城の兵とも、寺部・梅ヶ坪より帰て、大高城へ兵糧を入れたる（8ウ）事を聞、手を打て驚きつ、「被謀けるよ」と、頭をかきて後悔すれども、更に甲斐なし、是を大高の兵糧入とて、神祖の御手柄初とぞ聞えける。

○加藤清正ハ「士卒の酒呑を嫌ひなり」とて、下々上戸を隠す、坂川忠兵衛、大上戸なれとも一滴もたへざると偽る、或時城中にて家中へ料理を被呉、坂川忠兵衛、右の脇に玉庵と云医者座て、食をくふ、此玉庵大上戸にて、大盆にたふ／＼と請て膳脇に置、清正打通り酒を強らる、玉庵に其酒を呑て「今一ツ」と被強、坂川、「我事なりと心得、玉庵かひかへ置たる大盆の酒をすきと呑て、始て他人の盃なる事を覚えて、甚赤面したり」と云しとなり、関ヶ原の時、肥後の（9オ）宇土城の時、ある夜、清正、密に下知せられけるハ、「今宵ハ夜討すへし、油断すへからず」と有、皆々物具して居る、田中兵助ハ上戸にて数盃傾て睡り入、坂川忠兵衛ハ禁酒して不眠、夜討入とき、日下部与助一番にかけ出、一番鎗を合す、坂川忠兵衛も統て鎗を合す、伊藤新五左衛門、佐久間角助、井村彦左衛門、山田太郎右衛門等、各鎗を合すゆへ、城の兵、敗軍して引退くを、坂川忠

兵衛追掛たれとも、早く門を打ゆへ、付入事不叶、「是迄來たる印に」とて、我疵の血にて門の扉に手形して帰りしか、又立帰て、門柱を十文字の鎗にて少しけつりて帰る、扱又田中兵助ハ、閨の声・鎌炮の音にて目を覚し、鎗を取て走り出れとも、「早夜（9ウ）討は引たり、扱もおくれたり」とて懸行、「せめてハ降行敵なりとも見ん」と思ひ、走る道にて坂川に行あふ、坂川か云「物わかれになりたれとも、散たる敵、城へ取込事も有へし、急け」と云、田中「心得たり」とて、大手の門口へ走行、夜討物主杉本次郎助、唯一人柵の木戸口の外へ残り、「今宵の夜討の物主杉本次郎助」と名乗所へ、田中兵助走り付、鎗を合す、杉本十文字の鎗にて兵助が左りの腕をかけ、ひるむ処を、其隙に、杉本木戸の内へ駆入、門を打ゆへ、兵助も引取、扱、其夜、清正前へ、今夜筈合たる士、五、六人罷出る、清正手燭を取て一々改め、手疵、又は具足甲の矢疵、刀疵を見届る、田中兵助罷出、「今宵一番鎗ハ（10才）拙者にて候」と申、清正、能々見改、「狂言なる事をいふ奴哉、今夜の一番鎗ハ、日下部与助、坂川忠兵衛、二人の内ならん、其子細ハ与助、忠兵衛を見よ、具足胸板甲のしころに、矢武筋三筋折かけたり、弓ハ鎗前五間七間の内、鎗脇を射るものなり、惣かゝりになりてハ、弓ハ射られざるもの也、与助、忠兵衛か具足甲に矢を請留たるハ、無疑一番に鎗をしたるハ必定なり、兵助可申処不用足」と被叱、兵助血眼に成て「是を御覽被下、鎗手負候」と云、清正、手燭を取、能々手疵を見て「鎗手ならハ、左ハ腕の外、右ハ腕の内なるへし、其上左の手なれハ、是ハ腕の外か疵なり、腕の方に疵あれハ、鎗にて突せたる疵にあらす、己か自分に切たる（10ウ）ものなるへし」と被申、兵助怒眼に涙を流し、「拙者、鎗の相手ハ、白紙四手の腰簾して、鎗八十文字、甲ハ銀の逆おもたかの立ものにて、杉本次郎助と名乗候、唯今にも

此城扱に可成、其時ハしけ可申」と散々に罰を、近習・小姓とも叱て座を立る、扱其後、十月七日に小西行長自筆状宇土城江到来、「行長事、九月五日、閔ヶ原江敗軍、黒田長政手へ生捕、運命尽たる仕合、其上十月朔日に最期極り候か内、早々其元の城、可明渡」と申来るに付、同八日、城代小西隼人切腹して、宇土城落去す、其砌、小西家来、大方不残清正被召抱、杉本次郎助を呼、「先月廿一日の夜討の時、柵門にて其方と鎗を合たる者有覚えハなきや」と被尋、杉本承り、「其時遅く候得共（11才）一人付來り、升張の巣戸口迄付來候ゆへ、拙者立こたへ鎗を合、十文字にて彼者の左の腕をかけ候、其者ハトツハイの甲に鳥毛の熊の引廻を付て、直鎗を持候」と申、則、田中兵助なり、清正、直に兵助を呼、「手柄改候」とて、加増五百石賜る、兵助、其夜「唯今迄、目も明さる主に奉公仕、世上の了簡、無面目候、此加増に本知を添て進上仕候」と書直して、肥後を立退、池田三左衛門輝政へ弐千石にて出る、

○竹中半兵衛重治ハ濃州菩提の城主なり、太閤軍奉行なり、武者咄の砌、幼少の子息左京、座を立て何方へか行、暫して帰る、半兵衛以外叱り、「軍物語の半に罷立」と有、左京申候ハ、「用所をたじに罷立候」と答、半兵衛猶々怒て「小便に立（11ウ）度ハ何とて座敷にて小便を致さぬそ、半兵衛か子の武道の咄に聞入、座敷をよこしたりと云ハ、我家の面目なり」と云し、

○加賀利常卿の内、大音主馬助に若侍共申ハ、「主馬殿も心ハ猛に候へとも、今ハ走る事叶ふましけれハ、鎗の筈ヘハおくれ玉ハん、誠に麒麟も老ぬれハと云事、思ひ出され」と嘲る、主馬か云、「五町十町、能走り先立ても、只一人にて敵へかけ入事、不叶物なれハ、能つまりに止居て、跡の続を待、同勢統てから鎗を入れられハ、

早く走りても無益なり、先へ走り行人の同勢を待内にハ、老人も乗付るなれば、道のはやきもおそきも同じ事なり、足の早きとてさしてたりにも不成なり、鎗合の時ハ十間十三三間のあいた也、其間ハ、此主馬か（12才）様なる老人も心剛なるゆへ、人先を仕るなり、常々五町十町走る事ハ安し、鎗前十間十五間を走り出る達者ハ、覚の者にてなけれハ不成」と云、若侍とも閉口すと云々、

○永井善左衛門ハ元 神祖御譜代なり、小田原の後、走りて蒲生氏郷へ奉公し、氏郷死去の後、上杉へ出る、元より大兵大力の剛の者なり、奥州福島口にて、善左衛門只一騎にて物見に出る、菖蒲ばんの沼あり、其内より政宗伏兵六人起て、善左衛門を取巻、善左衛門六人の敵に掛入、四人打取、残り二人ハ逃去、此様の手柄度々なり、若き時分、三州長篠にて太刀打して高名する、其時指を切られ、太刀を取落したるを、外の敵奪ひとり除行を、三町程にて追付、其敵を討て太刀を（12ウ）取戻す、右の大指損し、見苦敷か、人々指の疵をとへハ、善左衛門、馬に喰れ候よし答えけると也、惣て軍功にほこらぬ者也しとなり、

○大崎玄蕃頭長行、元ハ与一郎とて、小身者なり、数十度の軍功にて、木村常陸介先手の大将にて、鬼玄蕃と被呼たる者なり、関ヶ原御陳の砌ハ福島正則に奉公す、正則、舅津田備中守繁元に指添、尾州清須城の留守居す、正則会津へ向ふ、其跡にて石田治部少輔逆心し、尾州口へ出、大柿^(ママ)の城に在て、木村宗左衛門を差越、「正則御事、秀頼公御一家なれハ、御内意ハ大阪一味なり、其城へ、早々此方人数入可然」とたばかる、備中守ハ「尤至極なり、近日、此城へ其方人数を入ん」と（13才）約束するを、玄蕃聞て、備中守を大に叱、「正則御自筆の證文來らハ不知、何として敵軍を城へ入、敵の手へ渡し候ハんや、大軍寄懸候ハ、一戦して討死致へき也、

城を渡す事、努（ノ／罷りならす候）とて、城の用意、弥きひしく、矢狭間くはりして、籠城し、此旨、小山へ注進也、神祖ハ正則を召、「其方留守にハ何と申者を置候哉、清洲城を取られてハ味方の大事なり、無心元事也」と被仰所へ、大崎玄蕃、早飛脚にて申越候ハ「清洲城を、治部たはかり取に望候へとも、我等急度か、へ、丈夫に持申候、可御心易」と申越、正則、右之趣、被申上候へハ、御感^{アマラ}不少、「大崎玄蕃ハ兼て被聞召及たる兵なり、能者を左太ハ被持候」と、正則へ御意なり、後々の御意にも「関ヶ原江思ふ併の勝利も、大崎玄蕃か清洲の城を（13ウ）丈夫に持たるゆへなり」と、度々被仰出候とや○廣島落去の時ハ、玄蕃ハ備後の鞆の城主なり、其組の番頭松田下総守ハ覺の者なりしか、玄蕃をたはかり廣島へ遣し、己一人して鞆の城を守、討死して、名を揚んと工ミ、玄蕃に申けるハ、「上使ハ、十万の到レ着（レ点茶書）にて寄来に付、三原、東条の城衆も、皆広島へ一所につほむと聞候、いざ广島へ引取候ハん」と云、玄蕃が云、「此城ハ正則より御預けなれハ、御意なくして開事不罷成候」とて不行、扱、「上使衆、寄来」と聞、松田下総かけ廻り、城を持支度する、玄蕃ハ日頃に違ひ、具足甲を取出したる斗にて、目を眠り、静に座して居る、皆々批判して云、「玄蕃、年來の大剛の心うせ臆病に成たり、松田ハ籠城の支度様々扱るに、玄蕃ハ默然として罷在る事、扱々（14オ）聞えぬ事なり」と笑ふ、玄蕃聞て云、「松田ハ氣か強けれハ籠城の用意するも尤なり、我等ハ分別あつて何事も不構」と云、皆々、其分別を問、玄蕃が云、「將軍を敵にして、日本國の大軍を引請、如何なる名城に罷り、如何なる手立働くある、とても軍に利を得る物ならんや、無益の籠城立して科なき士卒を殺さんより、上使寄ハ城門へ罷出、『大崎玄蕃と申者にて候、此城渡進候、我等一人切腹仕候間、士卒男女ハ御助被下候』と申達、腹

を切へき分別故、籠城の用意不入」と云、松田を始め、皆々一度に感心して「誠に尤至極」と不言者ハなかりしとなり、後 台徳院様上意にて、大崎玄蕃・村上彦右衛門・真鍋五郎右衛門を紀伊大納言頼宣卿へ被召出、御家老安藤常刀直次、三人の衆、若年よりの稼を問、真鍋、先、我（14ウ）身十四才よりの働、無残所一代を語る、次に村上、是も十四才にて竹の子陳（マツ）へ初陳（マツ）に立、壬生川にて一番鎗の働より一代の稼を語る、何れもく聞事にて、一座の人々耳を澄す、扱、大崎手前に成、玄蕃か云く「我等ハ、元与一郎とて、鎗壱本の者にて候に、段々仕上、木村常陸方にてハ鬼玄蕃と異名せられ、正則方に（に）ノ字、朱テ後補）てハ一手の大将致、備後鞆の城主に罷成候間、若き時より鈍にハなかりしと思召候へ」と云、帶刀聞て「扱々承事成挨拶也」と、大に感しけるとなり、

○元亀元年六月廿八日、江州姉川合戦の時、信長公、瀧鼻山を左になされ、姉川の本陣へかゝり浅井長政と御合戰 家康公ハ瀧鼻山を右になされ、姉川の下の瀬を御渡し、（15才）朝倉孫三郎景恒か（恒か）朱テ訂正）二万余に御向ひなされ、御先手小笠原与八郎氏助、二千にて、先つ川を渡り、堤を上り、朝倉に向て合戦す、小笠原内、伏木久内・中山是非之助・吉原又兵衛・林平六・伊達与兵衛・門奈佐近右衛門・渡部金太夫、七人鎗を合す、伏木・伊達・林・吉原・中山、五人ハ堤を下りて畠中を行ゆへ、堤陰にかくれ、川向より信長公御目にかゝらず、渡部金太夫ハ朱傘に金の短冊十八枚付たる着物にて、堤の上を行き、晴なる鎗を合するゆへ、川向着物なきゆへ、しかと信長公御目に不入、其夜信長公より 家康公へ仰遣ハされ候ハ、「今日の合戦に、御先

手にて朱雀に金の短冊付たる着物の兵、一番鎗仕候、其者を御越ある（15ウ）へき」とて召寄られ、御前へ召、「天下第一の鎗」とある御感状に、御腰に御差なされたる貞宗の御脇差を下さる、残の者とも大に憤り、「我ハ早けれども、堤を下りて、畠中にて鎗を合す故、不掛御目、金太夫ハ十間余も遅けれとも、堤の上なるゆへ、信長公御覽に入、我々も御感下され候へ」と、訴へけれハ、残り六人も御感状下されけるとなり、

○徳川広忠卿十三歳の御時、織田弾正忠信秀、三河を打出、大樹寺に旗を立らる、岡崎の衆ハ半道斗り出て、伊田の郷にて敵を待居といへとも、其勢纔に八百にハ過す、弾正忠、是を見て、大樹寺を押出し、二ツに分てかる、伊田の郷と云ハ、上ハ野なり、野の方へ四千押寄、田の方へ四千押寄る、岡崎より（16オ）出る衆も二ツにわけ、四百つ、打向ふ、野の方ハ打負、追腹切らんと云たる衆、一人も不残火花をちらして討死し、若党・小者ハ皆、岡崎として（ダクマコ）にげ入、田の方にハ、植村新六郎「鎗を入れん」と云を、磯貝出来助云にハ、「はやりて鎗を入れハ、物きハに勢ぬけて鎗か弱きものそ、大軍の方より入れさせて、根強く請とめて入れよ」とて待受て、百四五十人一度に突てか、りけれハ、一二の備切崩したれハ、残の備ハともに敗軍す、切捨にして、又野の方の敵にしつゝと押寄せハ、「叶ハシ」とや思ひけん、我先にと大樹寺へ乱入、「のけてくれよ」と降参す、かれハ河を越引ハ、味方ハ岡崎へ相引けり、三州にて伊田合戦といふは是なり、（16ウ）

○元亀三年壬申、信玄申越されけるハ、「天龍川を切て切とらせ玉へ、川東ハ某か切取可申」と相定申す所に、「大井川切と仰候儀は一円心得不申候、然れハ牛出可仕」とて、申の歳、信玄は遠江へ御出馬ありて、来原西島に陣取給へハ、浜松よりもかけ出し、見付の原へ出て来島（原ノ字ヲ、朱ノみせけちテ「島」ニ訂正）西島を見る処に、

敵方是を見て、おつ取／＼乗掛けれハ、各申けるハ「見付の町に火を掛て退ものならハ、敵方案内を知へからす」とて、火を掛て退きけるに、案の外に案内をよくしりて、上のだい(ダクマニ)へ掛あけて乗付ける程に、やがて一言坂のをり立にて、乗り付けるに、梅津ハ頻りに乗付られてならされハ、岩石をこそ乗下しける、其時、大久保勘七郎ハ取て返して鎌炮を打けるに、(17オ)一三間(イチサンモン)にて打逃したり、其時、家康公の御捷にハ、「勘七郎、何とて打はつしたる」と、仰られける時、「其義にて御座候、都築藤一郎か弓を持て罷在によつて、それを力と仕候て放し申つる、纔二三間ならてハ御座有間敷、定て薬ハカリ可申と、かくと申内に我等か臆病ゆへに打はつし申たる」と申上けれハ、藤一郎申ハ、「勘七郎か立と、まりて打ゆへに、我等ハ了簡なくして罷在つる」と申けれハ、兄の大久保次右(左)トイウ字ノ右ニ、朱デ「右カ」ト訂正アリ衛門申ハ、「藤一、さやうに御取合せハ申されそ、御身を力とせんハ、何とて世憚か立と、まらんや、旁々の故にて有つるを」と申せハ、御方の弓牒をはつし玉ふを、「我も馬投捨(馬投捨ノ右ニ、墨で「本ノまゝとあり」トアリ)をはつしたる」と申せハ、藤一申は「次右(左)トイウ字ノ右ニ、朱デ「右」ト訂正アリ衛門、左様にハなし、坂の下り口にて、御身の馬牒をはつ(17ウ)し給ふを見て、我等も弓牒をはつしたる」と申せハ、「いや／＼、御身の弓かけをはつしたるに心付、我も牒をはつしたる」と申せハ、上様ハ笑ハせ給ひて、「其儀ハ先をけ、勘七郎、汝かあやまりと云にあらす、見付の台より追立られて退きける間、精気のせきあけたる処に、定て汝ハ鎌炮を中程に手をかけて、火皿の下を取て放したるか」と、御意なさる、「左様に仕たり」と申上けれハ(左様にしけれハ、朱デ後補)、「左様にあるへし、中程に手をかけて火皿の下を持てはなせは、引息にてハ筒先上り、出る息にてハ筒先か下るものなり、殊更常の時さへ、追立ら

れし時の息ハかハるものにてある間、はつれたるも道理なり、汝か臆病と云所にあらす、何の時も左やうにある時ハ、諸手ながら引かねの下を持ってうつものなり、何と息をあらく（18才）つきたりとも、筒先ふるハざるものにてあるそ、以来ハ其心得あるへし」と、御意なり、

○天正三年乙亥五月廿一日、信長・城介殿親子両旗、
上様・信康卿御親子両旗にて、十万余り（「り」ノ字、
墨ニテ後補）にて有見原へ押出し、谷を前にあてゝ、丈夫に柵を付て待かけ給ふ処に、勝頼ハ纔二万余りにて、瀧川の石橋の切処を越、剩え橋を越てから一騎打の所を一里半越て押寄ての合戦なり、然るゆへ、十万余りの衆ハ柵の内を出すして、足軽斗り出して戦ひけるに、信長の手へハ柵際まで追付て、其よりハ引て入 家康の手ハ、大久保七郎右衛門・同次右衛門、此兄弟の者を差遣ハされける、兄弟の者共、敵味方の間に乱入、敵か、敵ハ引、敵のけハかゝり、多き人数（18ウ）を二人の旆に付て取て廻しけれハ、信長是を御覧して、「家康の手前に、金の揚羽の蝶の羽とあさきの石餅の指物ハ、敵かと見れハ味方なり、味方かとミレハ敵なり、参りて、敵か味方か見て参れ」と仰けれハ、家康へ参りて、此由かくと申上けれハ、「いや／＼敵にてハ非す、我等か譜代の久しきもの、金の揚羽の蝶の羽は大久保七郎右衛門と申者、石餅か兄にて候、浅黄こくもちハ大久保次右衛門と申て、蝶の羽弟にて候」と仰けれハ、急立帰り、此由申上けれハ、信長聞召れて、「扱も家康はよき者をもたれたり、我ハ彼等ほとのものをハ持ぬそ、此者ともハよき膏薬にてあり、敵にへつたりと付てはなれぬそ」と仰ける、